

平成25年(シ)第156号

決 定

申 立 人 大 高 正 二

上記の者に対する公務執行妨害，傷害被告事件について，勾留理由開示請求に関し，平成25年3月14日東京高等裁判所がした異議申立て棄却決定に対し，特別抗告の申立てがあったので，当裁判所は，次のとおり決定する。

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は，憲法違反をいう点を含め，実質は単なる法令違反の主張であって，刑訴法433条の抗告理由に当たらない。

よって，同法434条，426条1項により，裁判官全員一致の意見で，主文のとおり決定する。

平成25年4月 3 日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 金 築 誠 志

裁判官 櫻 井 龍 子

裁判官 横 田 尤 孝



裁判官 白 木 勇

裁判官 山 浦 善 樹

これは謄本である。

平成25年4月3日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 中 井 靖 夫

